

# 事務局規程

## 第1条（目的）

この規程は、千葉県ソフトテニス連盟（以下「連盟」という。）会則第3条の目的達成のため、連盟の総務に関し、必要な事項を定め連盟の発展に寄与することを目的とする。

## 第2条（事業）

事務局は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 予算・決算に係わる事務
- (2) 予算の執行に係わる事務
- (3) 代議員会・常任委員会・理事会等の会議の企画、運営
- (4) 上部団体の計画する大会行事等を連盟が主管する場合の企画、運営
- (5) 連盟のホームページの企画、管理
- (6) 行政機関及び上部団体等と連盟の連絡調整
- (7) ソフトテニスの普及や連盟の活動内容等の PR
- (8) 連盟関係団体が計画する大会行事等の企画、運営の協力
- (9) 表彰及びランキング表彰等に係わる事務
- (10) その他、本会の目的達成上必要な事業

## 第3条（役員）

事務局に次の役員を置く。

事務局長	1名
事務局員	若干名

## 第4条（役員を選出）

役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、代議員会の承認を得て、会長推薦理事を充てる。
- (2) 事務局員は、事務局長が選出し、理事長の承認を得た者による。

## 第5条（役員の任期）

役員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

## 第6条（報告）

事務局の事業結果等は、事務局長が連盟理事会において報告するものとする。

## 第7条（会計年度）

会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

## 第8条（規程の改廃）

この規程の改廃等については、連盟理事会の議決による。